

資料 4 - 1

ワクチン接種緊急促進基金の管理運営
について

ワクチン接種緊急促進基金の管理運営について

適用

平成22年11月26日（平成22年度補正予算成立日）

基金の設置

基金は、都道府県が次の事項を条例等において規定し、設置する。

①基金の設置目的、②基金の額、③基金の管理、④運用益の処理、⑤基金の処分

〇〇（都道府）県ワクチン接種緊急促進基金条例【参考例】

（設置の目的）

第一条 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、〇〇（都道府）県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の額とする。

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。案2 基金の額は、予算で定める額とする。案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、市区町村が行う子宮頸がん等のワクチン接種に係る助成事業の財源に充てる限り、平成〇〇年〇〇月〇〇日までこれを処分することができる。

（注）基金事業は平成24年3月31日をもって終了とするが、精算を目的に3か月間の延長ができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

（注）基金事業は平成24年3月31日をもって終了とするが、精算を目的に3か月間の延長ができる。

都道府県と市町村の主な事務

都道府県

市町村

ワクチン接種緊急促進基金の設置

基金管理等事業の実施

(基金の管理、運用、取崩し等に係る事業)

市町村事業計画に基づく24年3月31日までの基金管理等事業計画(見直しを含む)を策定

助成の申請・助成決定の事務手続きに係る助成要綱の策定

基金管理等事業・ワクチン接種緊急促進事業に必要な経費を基金から取崩し支出(平成24年3月31日までのワクチン接種緊急促進事業に限る)

事業実施状況報告の作成

24年3月31日時点で終了し、基金を解散(ただし、精算を目的に24年6月30日まで延長可能)

ワクチン接種緊急促進事業の実施

(基金を活用して行う接種事業)

24年3月31日までの計画の策定

接種の実施(ワクチン接種緊急促進事業実施要領の遵守)

事業実施報告の作成

予防接種行為に起因する事故への補償を含む保険への加入

実施要領に基づき副反応報告を行うための措置

市町村計画の提出

助成の申請

支出

報告の提出

基金の保有額等の報告・残余金の返還

厚生労働省

市町村が行うワクチン接種緊急促進事業

- ①ワクチン接種緊急促進事業の実施主体は、市町村とする。
- ②ワクチン接種緊急促進事業は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを対象に実施する。
※事業の開始日及び事業の対象とするワクチン接種は各市町村において決定
- ③事業の実施に当たっては、「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」を遵守する。

(市町村におけるワクチン接種緊急促進事業の実施に係る助成等の条件(抜すい))

- ①健康被害に対応するため、予防接種行為に起因する事故への補償を含む予防接種事故賠償補償保険に加入する。
※全国市長会、全国町村会が窓口となっている「予防接種事故賠償補償保険」以外に、予防接種行為に起因する事故への補償を含む保険（例：互助組合等による保険制度）も含む。
※保険料については、本事業適用開始日以降から対象。
- ②ワクチン接種緊急促進事業による副反応について、実施要領に基づき報告が行われるための措置が講じられている事業であることとする。
※子宮頸がん等予防ワクチンの接種を行った医師が、子宮頸がん等予防ワクチンの接種後に副反応を診断した場合における副反応報告書の提出について、委託契約書に記載し、接種を行う医療機関からの適切な報告体制を確保する。
※子宮頸がん等のワクチンの接種を行っていない医療機関の医師が、子宮頸がん等予防ワクチンの接種後の副反応を診断した場合における副反応報告書の提出について、その協力を求める。

助成額の算定方法

『基準額』と『市町村が支出した額（寄附金その他収入額※）及び実費徴収額を控除した額』を比較して少ない額に補助率 1 / 2 を乗じた額を交付額とする

※都道府県による単独助成は含まない

例えば、ワクチンの需要増等により価格が低下した場合等は、その差額(契約額と基準額との差)を活用し、公費カバー率を引き上げていけるようにする運用上の柔軟措置

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん等ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)	次により算出した額の合計額 (1)子宮頸がん予防ワクチン 基準単価×延べ接種回数×0.9 (2)ヒブワクチン 基準単価×延べ接種回数×0.9 (3)小児用肺炎球菌ワクチン 基準単価×延べ接種回数×0.9	子宮頸がん等ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)接種に要する経費(区分に示す事務費を除く)	1 / 2
事務費	市町村事務費	都道府県知事が必要と認めた額	ワクチン接種緊急促進事業に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料、賃借料、保険料	1 / 2
	都道府県事務費	5,720千円	基金管理等事業に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料、賃借料	1 / 2

基準単価

① 基準単価

子宮頸がん予防ワクチン	15,939円
ヒブワクチン	8,852円
小児用肺炎球菌ワクチン	11,267円

※上記単価は、平成23年4月30日までに事業を開始する市町村に適用。5月1日以降に事業を開始する市町村に適用される単価については、平成23年1月下旬～2月上旬に通知する。

② 基準単価の見直し

上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4か月ごとを目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用3か月程度前に行う。

③ 基準単価の適用

各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。